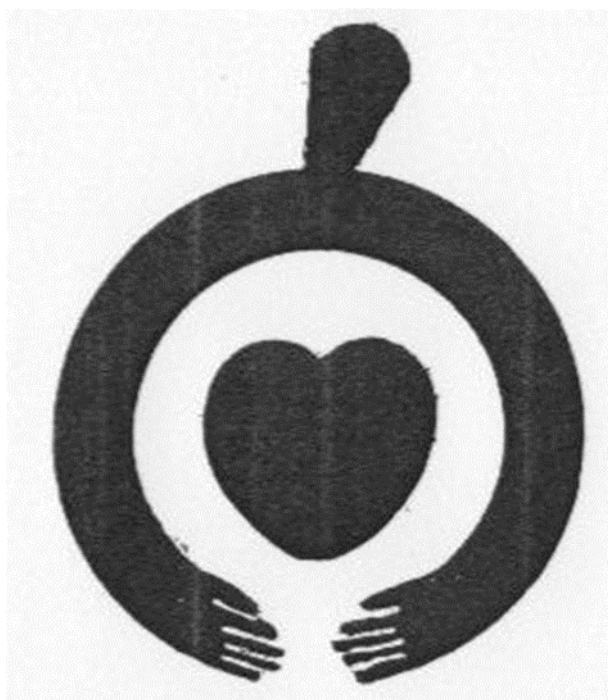


山形県紅花ふれあい基金助成事業

社会福祉法人 愛泉会

令和3年度地域移行事例調査



社会福祉法人愛泉会

社会福祉法人愛泉会 令和3年度地域移行事例調査報告書

目次

ごあいさつ	1
はじめに	2
I 調査設計	4
1, 調査目的	
2, 調査主体	
3, 調査対象	
4, 調査方法	
5, 倫理的配慮	
6, 調査事項	
II 調査結果	7
1, 調査対象者のプロフィール	
2, ゾーニング表	
3, 調査対象者、調査日程・場所	
4, 調査概要	10
(1)ゾーン A	10
(2)ゾーン B	15
(3)ゾーン C	21
(4)ゾーン D	26
III 調査結果からの知見	31
1, 地域移行における効果的な取り組みについて	
(1)ゾーン A における地域移行の取り組み概要	31
(2)ゾーン B における地域移行の取り組み概要	33
(3)ゾーン C における地域移行の取り組み概要	35
(4)ゾーン D における地域移行の取り組み概要	38

2, リッカートスケールによるゾーン毎の評価結果	40
3, 知見	45
(1)評価結果図	45
(2)特徴のあった事例について	46
(3)今後の課題	48
IV 所見	50
1, 所見1「法の視点からみた地域移行における意思決定支援」	
東北福祉大学 山本窓亜助教	50
2, 所見2「社会福祉法人愛泉会 地域移行事例調査報告書」	
東北福祉大学 工藤健一准教授	53
V 総合所見「令和3年度 愛泉会地域移行調査報告 総合所見」	
東北福祉大学 都築光一教授	56

ごあいさつ

社会福祉法人愛泉会

理事長 井上 博

この度当法人のソーシャルワーク研究所において東北福祉大学の都築光一教授からご指導をいただき地域移行事例調査を実施し、山形県紅花ふれあい基金の助成をいただいて報告書をまとめることが出来ました。ご協力いただきましたご利用者ご家族の皆様はじめ関係者の皆様に感謝申し上げます。

当法人は今年で設立37年となりますが重い知的障がいのある利用者が地域で生活をする仕組みを作りながら、地域移行を進めてまいりました。当初は入所支援施設向陽園を拠点として外に出かける仕組みとしました。企業への職場実習や外出、ボランティア活動、本沢地区の地域清掃の活動等に取り組みました。その次に職住分離の取り組みとして日中は地域の中に作業場をつくり、向陽園から通うことを実施しました。日常的に外に出ることで行動範囲は広がり利用者の成長が見えました。同時に地域移行を進め生活の場はグループホームに代わりましたが、地域の中にある生活介護事業所に通う仕組みをつくり、現在は100名を超える方が地域での生活を送ることが出来ています。

障害支援区分では5.6の方が多く、言葉での表現は難しいのですが表情や行動から多くの皆さんが落ち着いた生活を送ることが出来ており、支援施設に戻りたいという希望の方はほとんどいません。今は亡くなられてしまいましたが、ある大変障がいの重い女性の利用者の方を思い出します。36年前に向陽園に入所された時は小柄な体で色白の方でした。自宅の生活ではほとんど外に出ない生活をされていたと思います。向陽園でもはじめは居室の押し入れの中で過ごすことが多かった方でしたが、慣れてくると居室の外に出て外を眺めるようになりました。次は施設の前を走る車を眺めるようになりました。やがて休日のドライブのバスを見かけると走ってくるようになり最前列の席が定位置となりドライブで外の景色を眺めるのが彼女の何よりの楽しみのようでした。そして、グループホームに移られ地域の活動場所に通う生活を送られました。その変化からどんなに重い障がいのある利用者の皆さんも社会との関りの中で生きていきたいと切に望んでいることを理解しました。

障がいのある人が地域共生社会の担い手となるために、今後とも、積極的に地域移行・社会参加に取り組んで参ります。

結びに玉稿を寄せていただいた東北福祉大学の工藤健一准教授、山本窓亜助教、及び多くの関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

はじめに

今日の障がい者福祉分野では、障がいの有無にかかわらず全ての国民が個人として尊重し合える「地域共生社会」の実現に向けて、様々な法律や政策が整備、制定されてきている。例えば、それらの取り組みの1つとして、地域移行の推進の取り組みがあげられる。しかし、その取り組みの現状についてはかなりのばらつきが確認され、実践のあり方が容易ではない様子もうかがえる。

改正障害者基本法の基本理念には、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と規定されている。その基本理念に基づき、第3条には「全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」と明記されている。同様のことは、障害者総合支援法の基本理念、さらには2006年12月に国連で採択され、日本が2014年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の第19条「自立した生活及び地域社会への包含」にも明記されている。これらの法律等にも記されているように、障がいの有無にかかわらず1人の個人として尊重される社会の実現に向け、意思決定支援の導入や障害者差別解消法の制定等、様々な法律や政策の整備が進められている。

そして、その取り組みの1つである地域における住まいとしてのグループホームは、制度化されて30年が経過し、グループホームで生活する利用者は令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り、令和3年2月には約14万人と増加している(「障害者の居住支援について(共同生活援助について)」¹)。

しかし、一般財団法人日本総合研究所が令和2年度に実施した「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意思決定支援の取り組み推進のための調査研究事業報告書」によると、地域移行の促進に向けて課題を感じている事業所はほとんどの事業所で99.3%となっており、過去6年度間の地域移行支援実績については、「6年間で地域移行の支援実績なし(0人)」が38.8%と、最も多い値となっている²。この報告書から確認できるとおり、様々な法律や政策が整備され計画等も立案され、グループホームの利用者も増加している一方で、その現状として地域移行の推進は容易ではないことがうかがえる。

¹ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会保障審議会障害者部会第113回 資料2「障害者の居住支援について(共同生活援助について)」

² 一般財団法人日本総合研究所(2021)令和2年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業費補助金『「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意思決定支援の取り組み推進のための調査研究事業」報告書』31頁

さらに同報告書によると、地域移行を進めるうえでの課題には、「利用者の高齢化や重度化」、「家族や後見人の反対」という回答が6割を超えており、地域移行の推進にあたり利用者の意思が十分に反映されていない状況も明らかになっている³。また、続いての課題として挙げられているのは、「利用者のニーズはあるが、利用者の障害の程度や状態が合わない」、「地域の社会資源の不足」という回答が3～4割台となっている⁴。これらの課題から、改正障害者基本法の基本理念である、障がいの有無に関わらず1人の個人として尊重され、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることが、現段階の支援では必ずしも実施できていない可能性があると考えられる。それらの課題を解決し、利用者の権利を保障していくためにも、地域移行推進に向けた支援のあり方や意思決定支援の取り組みについて明らかにしていく必要があると考えられる。

社会福祉法人愛泉会では、2017年の「サービス利用者地域移行実態調査」にて、地域移行をした利用者を対象に地域での暮らしの満足度を明らかにし、それを踏まえて2020年には地域移行の効果的な支援のあり方について調査を実施した。これらの調査から、上記の報告書に挙げられている課題と同様の状況にある利用者であっても、課題の解決に向けて取り組んだことにより、死去を除いて全利用者がグループホームでの生活を継続されていることが確認された。当法人におけるこれまでの約80の地域移行事例を用いて、地域移行の取り組みのあり方、そして地域移行の効果について明らかにすることにより、地域移行推進に向けて生じる課題解決方法を明らかにするだけでなく、その効果の評価システムも検討することができ、より一層の地域移行の推進に寄与できると考えられ、この調査を実施することとした。

この調査結果を基に、一つには当法人におけるサービス提供や利用者支援のあり方に関し、一層の向上を図るための基礎資料としていきたいと考えた。これまでの取り組みを振り返り、謙虚に現実と向き合うことは支援者・専門職としては当然の取組みと言えよう。二つに、そもそも支援のあり方に関し、多くの関係機関や諸団体と共有しつつ、大いに批判を仰ごうと考えたところである。社会福祉の取組みは、すべて公費で賄われており、それ故公の形で説明と意見を徴するための取組みも必要ではないかと考えた。一方でこの調査結果が、関係機関や団体の何らかの参考となれば幸いとも考えるところである。

今回の取組みを通じて、障がい者福祉の推進に寄与できることを願うところである。

2022年3月

³ 一般財団法人日本総合研究所（2021）前掲報告書 18頁

⁴ 一般財団法人日本総合研究所（2021）前掲報告書 18頁

I 調査設計

1, 調査目的

社会福祉法人愛泉会が、基本理念として掲げる「社会の一員として社会で生きる」を具現化するために、障がい者の地域生活に向けた地域移行について、ソーシャルワークを展開する専門職として職員等が利用者本位を徹底した支援を展開し地域移行に取り組んだ結果、具体的にどのような効果をあげているのかを明らかにすることによって、今後の地域移行の取り組みや職員のスキルアップに活用するための資料を作成することを目的とする。

2, 調査主体

社会福祉法人愛泉会ソーシャルワーク研究所が実施し、調査の一部を東北福祉大学都築光一研究室（記録係5名）に委託する。

3, 調査対象

社会福祉法人愛泉会において、愛泉会が利用者または家族の了解を得ることができた21名および家族、また関係職員等を対象とした。

この21名について、地域移行の効果およびその取り組みについて明らかにするために、当法人の入所施設の利用期間が長い利用者と短い利用者を整理した。その利用期間については、当法人の設立から令和3年末日までの中央値17年より、入所施設利用が長いか短いかで判断することとした。さらに地域移行の取り組みを進めるうえで、(1)利用者自らの困難 (2)家族による困難 (3)環境による困難 以上のことによる困難の解消にむけて円滑に取り組みを進めることができた利用者、様々な取り組みを行いながら利用者及び環境との調整を図り困難を解決した利用者から調査対象者を選定することとした。そして、社会福祉法人愛泉会において、愛泉会が利用者または家族の了解を得ることができた21名および家族、また関係職員等を対象とした。なお対象者には、調査協力への同意書を徴した。

4, 調査方法

社会福祉法人愛泉会のグループホームの利用者21名と了解を得ることのできた保護者、また21名の地域移行に携わった職員等を対象に、半構造化面接法によるインタビュー調査を実施した結果を、リッカートスケールを用いて6人の評価担当職員の合議により、その評価を確認しまとめた。

5, 倫理的配慮

対象者からは、それぞれ必要な調査上の説明を行い、了解を得ることとした。各調査対象者からはこれを証するために、承諾書を得た。また、東北福祉大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

6, 調査事項

(1) 地域移行の取り組み概要に関する調査事項

地域移行の取り組みを、施設入所時を地域移行前、グループホーム等での生活を地域移行後とし、法人としてどのように進めたのか、その体制や実際の取り組みについて確認するために、以下の項目を設定しインタビュー調査にて確認する。

1) 基本属性

調査対象者の年齢、性別、地域移行に至るまでの年数について確認する。

2) 法人の取り組み

利用者の地域移行を進めるために、法人内においてどのように体制を整えたのかを明らかにする。

3) アセスメント

地域移行に向けて、利用者の必要な情報をどのように収集、把握し、利用者の地域移行に関する意思を汲み取ったのかを明らかにする。

4) 実際の取り組み

地域移行に向けた意思決定支援が具体的にどのように進められたのかを明らかにする。

(2) 地域移行による変化の調査事項

調査対象者が地域移行を進め地域での暮らしを始めたことにより、具体的にどのような効果が見られたのか、地域移行前後の調査対象者の生活の様子について、インタビュー調査にて確認するため以下の項目を設定した。

1) 人間関係について

地域移行したことにより、地域移行前後において利用者の人間関係の質や量の拡大に関する効果の有無の程度について確認する。

2) 家族関係について

地域移行したことにより、地域移行前後において施設に比べ小規模の環境や家庭環境により近いものに変化したことによる家族関係への効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

3) 選択・嗜好について

地域移行したことにより、地域移行前後において利用者の趣味・嗜好の広がりや選択の機会に関する効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

4) 居場所について

地域移行したことにより、地域移行前後において利用者にとって安心できる居場所の確保に関する効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

5) 医療・健康

地域移行したことにより、地域移行前後において利用者の健康状態に関する効果の有無

の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

6) 地域資源の活用

地域移行したことにより、地域移行前後において地域資源活用の機会やその効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

7) 余暇

地域移行したことによる、地域移行前後において余暇時間の充実に関する効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

8) 社会との関わり

地域移行したことによる、地域移行前後において社会との関わりの効果の有無の程度についてこの項目を設定しその変化を確認する。

9) 情緒（心情・感情）の安定

地域移行したことにより、地域移行前後において情緒的に不安定な様子が見られなくなるといった情緒の安定における効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

10) コミュニケーションの緊張状態

地域移行したことにより、地域移行前後において利用者自ら意思を発信するような場面が増え、職員とのコミュニケーションもそれに伴い増えていくといったコミュニケーション状態に関する効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

11) 生活リズム・生活の安定

地域移行したことによる、地域移行前後において生活リズムの安定に関する効果の有無の程度について、この項目を設定しその変化を確認する。

以上の項目を設定し、調査を実施することにより、地域移行推進に向けてどのように意思決定支援の取り組みを行う必要があるのか、その取り組みのあり方について明らかにする。さらに、地域移行に向けて具体的にどのような取り組みを行っていくのか、その支援のあり方についても明らかにする。